



2025年8月27日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 代表取締役 田原 弘貴
電話 03-6427-7380 (代表)

調査者からの調査報告書（中間報告）を受けた当社の方針について

当社は、本日付けで開示した「調査者からの調査報告書（中間報告）の受領について」のとおり、2025年4月30日開催の臨時株主総会においてご承認頂いて選任した会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産を調査する者（以下「調査者」といいます。）から中間報告書を受領しました。その内容が下記のとおりであったことを踏まえ、旧経営陣に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償請求を理由とした役員責任追及訴訟を提起するべく、速やかに検討を進めてまいります。

記

1 調査結果の概要

（1）本中間報告に至る経緯

調査者は、2025年4月30日の臨時株主総会決議に基づき選任されました。優先的に調査すべき事項を選定して集中的な調査を行い、その結果を中間報告として当社株主総会に報告し、その後、必要な調査を十分に遂げて最終報告を行うという段取りで調査を進めることが当社株主の意向に叶うものと判断し、新経営陣の了承を得た上で、中間報告形式を選択しています。

本中間報告は、優先調査事項を「社内情報漏洩疑惑」と「株式会社ZEDホールディングス（以下「ZEDHD」といいます。）の代物弁済の妥当性」とし、現時点までの到達点を中間報告として取りまとめたものです。最終報告の時期につきましては、調査者と調査項目の進捗を確認し、確定次第、お知らせいたします。

（2）社内情報漏洩疑惑

2025年11月5日に行われたランチ会の録音（約2時間20分）を精査した結果、社内調査委が公表した具体的発言は録音上確認されず、情報漏洩があったとする当該調査結果の事実認定・評価には誤りがあったと認定しています。旧経営陣が、ランチ会における田原氏の言葉を針小棒大に評価して、「田原氏によって情報漏洩が継続的になされていた可能性が

非常に高い」などと断じて、田原氏に対する辞任勧告を決議・公表し、さらに、社内調査委員会を設置した上、事実誤認が含まれる調査結果を公表するまでしたことは、誤った情報の発信によって、当社のレピュテーションを徒らに毀損する結果を招くものとなったと認定しました。

（３）ZEDHD株式の代物弁済

旧経営陣が2025年2月3日にカイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカFHD」といいます。）に対して実施したZEDHD株式の代物弁済は合理性に乏しかったと認定しました。また、これに伴い、主要子会社・人材・データの流出を招いたと以下の事実認定及びその評価から結論付けています。

- ア 当社のカイカFHDに対する債務の弁済期を約10年前倒ししたことは事実上の期限の利益放棄に当たり著しく不合理であること
- イ カイカFHDの期限の利益喪失に関する主張は合理性に乏しいこと
- ウ 顧問弁護士の関与は、契約締結前日夕方のドラフト確認程度であり、期限の利益を放棄することについての相談は行われていないこと
- エ ZEDHDの株価算定に利害関係者と一体的に関与した疑義があること

（４）代替可能性と付随取引

代物弁済当時、当社は現預金や上場株式を保有し、現金・有価証券による弁済の選択肢が存在していたと認定しています。

一方で、新規貸付計4.1億円（年2%・約10年・無担保）、上場株式の社内譲渡8.32億円及び約10年の準消費貸借、既存貸付の大幅期限延長、ZEDHD向け10.28億円債権の1円譲渡等が実行されており、企業価値を毀損する一連の取引が存在することを認定しています。

（５）背景事情

これらの不可解な取引が行われた背景として、田原氏による株主提案権の行使や旧経営陣による会社法に違反する定時株主総会の法定の開催期限までの不開催（それにより2025年1月末日以降も旧経営陣が経営権を権利義務取締役として持ち続けたこと）、これを受けた田原氏による株主総会招集許可申立てが先行した事実を認定しています。このことからすれば、旧経営陣において、田原氏に経営権を奪われた場合に備えて、旧経営陣が当社の資産を社外に流出させることの一環として、代物弁済の実行を急がせたとの推測を禁じ得ないことを指摘しています。

（６）結論

旧経営陣は、2024年12月20日にZEDHDに当社子会社4社の各株式を譲渡した直後の2025年1月9日、カイカFHDに対する債務の弁済期限を10年近く前倒しする本件修正合意書の締結に安易に応じた後、わずか数週間のうちに、ZEDHD又はその傘下となった子会社に多額の貸付や上場株式の譲渡を行う等して、いわば当社の資産の大部分をZEDHDに集約した上、本件代物弁済を実行して、ZEDHDをカイカFHDに譲渡したものであると指摘しました。

その結果、当社は、既存事業のほぼ全てを失い、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損されたといえ、その結果の重大性に鑑みると、当社は、旧経営陣に対し、本件代物弁済につき、善管注意義務違反の責任追及を検討すべきであると結論付けています。

2 今後の方針について

上記中間報告書の内容を踏まえて、旧経営陣に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償請求を理由とした役員責任追及訴訟を提起するべく、速やかに検討を進めてまいります。

法的手続に関して開示すべき事項が発生した場合は、適時お知らせいたします。

以 上